

ゴミ出しのルールを守りましょう

令和3年
7月発行

※ポイント1 出そうと思っている「そのごみ！」10キロをオーバーしていませんか？

[もえるごみ]と、[空きびん]に未だに10キロをオーバーしているごみが多く見受けられます。

重量オーバーのごみは、収集時に持ち手の部分がちぎれ、ごみが散乱するなど、収集作業に遅れが生じ大きな支障をきたします。ごみを排出する方の少しいりよの配慮で、収集作業もスムーズに行えます。一人一人がルールを守ることで、共同で利用されている方も困ることなく、ごみステーションを綺麗に保つことが出来ます。

分別大辞典(16P. 21P)にも記載してあるとおり、一袋の重さは【10キロ以下】です。10キロを超えそうなときは小分けにして出していただくようお願いします。

----- 一袋10キロを超えないように注意して下さい。 -----

◎ごみ出しのポイント◎



もえるごみが重たくなる原因はズバリ水分量です!!!
魚や野菜の調理くずから時間が経つと水分が出てきます。水切りをすることでごみを軽くすることが出来ます。



空きびんは、指定袋の容量いっぱいに入れてしまうと、簡単に重量を超えてしまいます。指定袋の容量いっぱい詰め込まないように気を付けて下さい。

◎空きびんそれぞれの重量の目安◎

いっしょうびん

一升瓶・・・一本当たり1キロ程度(40リットルの指定袋に10本まで)

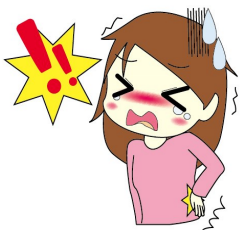
ワインなどのびん(750ミリリットル)・・・一本当たり500グラム

(40リットルの指定袋に20本まで)

えいよう

栄養ドリンクのびん・・・一本当たり100グラム程度

(40リットルの指定袋に100本まで)



※ごみが10キロ以上あると、ごみステーションまで運ぶ際、排出者の方も体を痛める原因となりますので、一袋10キロをオーバーしないようご注意ください。

※ポイント2

危険ごみ(火災の原因になる物)に刃物類(ハサミ・包丁・カミソリ)・
割れたガラスや瀬戸物せとものを入れてしまっていないですか？

危険ごみとして収集しているものは、爆発性・引火性・発火性など火事の原因になるものを対象としています。

“危険”というイメージで、“もえないごみ”である刃物類(ハサミ・カミソリ・包丁)、割れたガラスや瀬戸物せとものが間違って出される方がおります！ご注意ください！分別大辞典の17P・27Pで分別方法をご確認ください。

- ※イ ジッポライターや、補充用ライターオイル容器も危険ごみとして収集します。
- ※ロ ガソリンや灯油等の燃料携行缶やポリタンクについては、“大型ごみ”で出してください。(大型ごみの出し方については分別大辞典18Pをご覧ください。)

危険ごみ・・・ガス缶(エアゾール缶)、ライター、補充用ライターオイル容器、電池・充電機、小型家電の中で内蔵型充電機を取り外しできないもの(スマートフォン・電子タバコ・電気シェーバー・モバイルバッテリー・タブレット端末・携帯ゲーム機・電動歯ブラシ等)

もえないごみ・・・刃物類(ハサミ・包丁・カミソリ)、割れたガラスや瀬戸物せともの、電池・充電機を取り外せる小型家電

※ポイント3

じぎょう いとな
事業を営んでいる方へのお願い

※イ 廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されており、一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物として定められています。当組合では一般廃棄物の収集処理を行っております。

※ロ 産業廃棄物とは、工場や事業場などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定める20種類と輸入された廃棄物です。主に「廃プラスチック類」、「ゴムくず」、「廃油」、「金属くず」、「ガラスくず」、「コンクリートくず」、「陶磁器くず」などです。

※ハ 事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のものです。

ごみステーションに事業活動に伴い生じた産業廃棄物(農業で使用した苗箱や漁業で使用した漁網)を排出されている方がおります。

これらは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物(産業廃棄物・事業系一般廃棄物)を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められておりますので、当組合で収集処理出来ません。産業廃棄物は、北海道が許可している産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理を行ってください。

表面、裏面の※ポイント1・2・3は重点事項です。必ず守ってください。